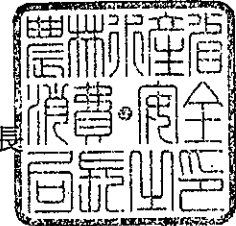




18消安第14806号
平成19年 4月 2日

鳥取県知事 殿

農林水産省消費・安全局長



独立行政法人肥飼料検査所の統合に伴う肥料関係通知の整備について

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成19年法律第8号）が施行され、独立行政法人肥飼料検査所が、独立行政法人農林水産消費安全技術センターに統合されることに伴い、肥料関係通知の一部を下記のとおり改正し、平成19年4月1日から施行することとしたので、お知らせする。

記

次の各号に掲げる通知の一部を、それぞれ当該各号に掲げる別紙新旧対照表のとおり改正する。

- 1 農薬肥料の取扱いについて（昭和36年12月15日付け36農経A第7452号農林経済局長・振興局長通知） 別紙新旧対照表1
- 2 肥料取締法運用上の疑義について（昭和43年9月21日付け43農政A第2524号農政局長通知） 別紙新旧対照表2
- 3 肥料公定規格等の改正に関する申し出の取り扱いについて（昭和44年3月24日付け44農政第1277号農政局長通知） 別紙新旧対照表3
- 4 肥料取締法に基づく省令および告示の改正に伴う措置等について（昭和46年10月29日付け46農政第5697号農政局長通知） 別紙新旧対照表4
- 5 肥料登録事務の電子計算機処理について（昭和55年1月10日付け55農蚕第28号農蚕園芸局長通知） 別紙新旧対照表5

- 6 肥料登録事務の電子計算機処理について（昭和59年3月27日付け59農蚕第1496号農蚕園芸局長通知） 別紙新旧対照表6
- 7 肥料取締法の一部改正に伴う今後の肥料取締りについて（昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号農蚕園芸局長通知） 別紙新旧対照表7
- 8 肥料取締法施行規則の一部改正等に伴う今後の肥料取締りについて（昭和61年4月25日付け61農蚕第2336号農蚕園芸局長通知） 別紙新旧対照表8
- 9 肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う留意事項について（平成元年1月12日付け63農蚕第7734号農蚕園芸局長通知） 別紙新旧対照表9
- 10 肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う留意事項等について（平成5年12月17日付け5農蚕第7933号農蚕園芸局長通知） 別紙新旧対照表10
- 11 肥料取締法施行規則及び肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う留意事項等について（平成7年1月25日付け6農蚕第7806号農蚕園芸局長通知） 別紙新旧対照表11
- 12 牛のせき柱を含む飼料、肥料等の取扱い等について（平成15年12月26日付け15消安第4553号農林水産生産局長通知） 別紙新旧対照表12
- 13 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知） 別紙新旧対照表13
- 14 と畜場から排出される汚泥の肥料利用について（平成16年3月26日付け15消安第7214号農林水産省消費・安全局長通知） 別紙新旧対照表14

別紙新旧対照表 1

農薬肥料の取扱いについて（昭和36年12月15日付け36農経A第7452号農林経済局長・振興局長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
（別紙） 農薬肥料の取扱いに関する運用方針 5. その他 この方針による事務処理を円滑に行うため、必要があるときは、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>、<u>独立行政法人農業環境技術研究所</u>等の意見を聴取するものとする。	（別紙） 農薬肥料の取扱いに関する運用方針 5. その他 この方針による事務処理を円滑に行うため、必要があるときは、<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>、<u>独立行政法人農薬検査所</u>、<u>独立行政法人農業環境技術研究所</u>等の意見を聴取するものとする。

別紙新旧対照表 2

肥料取締法運用上の疑義について（昭和43年9月21日付け43農政A第2524号農政局長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
1. 水酸化苦土肥料の登録について （第1～第4段落略） 最近の化学工業の発展に伴ってその生産体系はますますコンビナート化されることが予想され、この種の副産的な肥料原料を利用して生産する第二次生産業者が増加することが予想されるので、これらの登録に当たっては、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>と充分協議されることが望ましい。	1. 水酸化苦土肥料の登録について （第1～第4段落略） 最近の化学工業の発展に伴ってその生産体系はますますコンビナート化されることが予想され、この種の副産的な肥料原料を利用して生産する第二次生産業者が増加することが予想されるので、これらの登録に当たっては、<u>独立行政法人肥料検査所</u>と充分協議されることが望ましい。

別紙新旧対照表 3

肥料公定規格等の改正に関する申し出の取り扱いについて（昭和44年3月24日付け44農政第1277号農政局長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
1. 申出の時期及び申出書の記載事項 肥料の公定規格を中心とする肥料取締法関係告示の一部改正は、毎年10月～11月に行なわれるので、肥料取締法関係告示の一部改正について希望、意見等を申し出ようとする者（以下「申し出人」という。）は、毎年3月末日（ただし、昭和44年度は5月末日）までに、原則として特殊肥料及び都道府県知事登録に係る肥料については、都道府県肥料検査機関（以下「都道府県検査機関」という。）に、農林水産大臣登録に係る肥料については<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）に、次の事項を記載した申し出書5部を提出するものとする。 （1）～（5）（略） 2. 参考資料の提出 <u>センター</u>または都道府県検査機関は、必要と認めるときは、申し出に次の参考資料5部を提出させるものとする。 （1）～（5）（略） 4. 申し出書等の送付 <u>センター</u>は、申し出の内容を検討し、改正の可否等の意見を付して、申し出書又は申し出書及び参考資料それぞれ4部を毎年4月15日（ただし、昭和44年度は6月末日）までに農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）へ進達するものとする。都道府県機関は、申し出の内容について<u>センター</u>と協議のうえ、改正の可否等の意見を付して申し出書又は申し出書及び参考資料を毎年4月15日（ただし、昭和44年度は6月末日）までに消費・安全局長へ送付するものとする。 5. 肥料公定規格設定検討会の開催 消費・安全局長は、肥料公定規格設定検討会（以下「検討会」という。）を開き、申出の内容及び改正事項を検討させるものとする。	1. 申出の時期及び申出書の記載事項 肥料の公定規格を中心とする肥料取締法関係告示の一部改正は、毎年10月～11月に行なわれるので、肥料取締法関係告示の一部改正について希望、意見等を申し出ようとする者（以下「申し出人」という。）は、毎年3月末日（ただし、昭和44年度は5月末日）までに、原則として特殊肥料及び都道府県知事登録に係る肥料については、都道府県肥料検査機関（以下「都道府県検査機関」という。）に、農林水産大臣登録に係る肥料については<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>（以下「<u>検査所</u>」という。）に、次の事項を記載した申し出書5部を提出するものとする。 （1）～（5）（略） 2. 参考資料の提出 <u>検査所</u>または都道府県検査機関は、必要と認めるときは、申し出に次の参考資料5部を提出させるものとする。 （1）～（5）（略） 4. 申し出書等の送付 <u>検査所</u>は、申し出の内容を検討し、改正の可否等の意見を付して、申し出書又は申し出書及び参考資料それぞれ4部を毎年4月15日（ただし、昭和44年度は6月末日）までに農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）へ進達するものとする。都道府県機関は、申し出の内容について<u>検査所</u>と協議のうえ、改正の可否等の意見を付して申し出書又は申し出書及び参考資料を毎年4月15日（ただし、昭和44年度は6月末日）までに消費・安全局長へ送付するものとする。 5. 肥料公定規格設定検討会の開催 消費・安全局長は、肥料公定規格設定検討会（以下「検討会」という。）を開き、申出の内容及び改正事項を検討させるものとする。

検討会は、消費・安全局長が農林水産省消費・安全局農産安全管理課、農林水産省生産局農産振興課及びセンターの職員の中から指名した者、農林水産省農林水産技術会議事務局及び農業に関する試験研究を行う独立行政法人の職員の中から委嘱した者並びに必要なに応じて消費・安全局長が農林水産省消費・安全局植物防疫課の職員の中から指名した者、大学、都道府県及び肥料業界における土壌学、肥料学、作物学、植物生理学、化学工学等の学識経験者の中から委嘱した者をもって構成する。

なお、検討会は、必要なに応じ経済産業省製造産業局、厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所等の関係官の協力を求めることができる。

検討会は、消費・安全局長が農林水産省消費・安全局農産安全管理課、農林水産省生産局農産振興課及び検査所の職員の中から指名した者、農林水産省農林水産技術会議事務局及び農業に関する試験研究を行う独立行政法人の職員の中から委嘱した者並びに必要なに応じて消費・安全局長が農林水産省消費・安全局植物防疫課の職員の中から指名した者、大学、都道府県及び肥料業界における土壌学、肥料学、作物学、植物生理学、化学工学等の学識経験者の中から委嘱した者をもって構成する。

なお、検討会は、必要なに応じ経済産業省製造産業局、厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所等の関係官の協力を求めることができる。

別紙新旧対照表 4

肥料取締法に基づく省令および告示の改正に伴う措置等について（昭和46年10月29日付け46農政第5697号農政局長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
2. 普通肥料の公定規格の改正について (1)・(2) (略) (3) 乾燥菌体肥料 (第1～第3段落 略) なお、この種の肥料の登録に当たっては、あらかじめ<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>と協議されることが望ましい。 (4) (略)	2. 普通肥料の公定規格の改正について (1)・(2) (略) (3) 乾燥菌体肥料 (第1～第3段落 略) なお、この種の肥料の登録に当たっては、あらかじめ<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>と協議されることが望ましい。 (4) (略)

別紙新旧対照表 5

肥料登録事務の電子計算機処理について（昭和55年1月10日付け55農蚕第28号農蚕園芸局長通知）一部改正
新旧対照表

改 正 後	現 行
（本文略） 記 （別添1） 1～3（略） 4. 肥料生産・輸入業者の会社コードは別添5「会社コード表」のとおりとする。 なお、初めて普通肥料の生産を行う業者に係る会社コードの追加及び氏名（法人にあってはその名称）の変更に伴う会社コードの変更については、<u>農林水産省消費・安全局農産安全管理課</u>と協議の上、行うことが望ましい。	（本文略） 記 （別添1） 1～3（略）（別添1） 4. 肥料生産・輸入業者の会社コードは別添5「会社コード表」のとおりとする。 なお、初めて普通肥料の生産を行う業者に係る会社コードの追加及び氏名（法人にあってはその名称）の変更に伴う会社コードの変更については、<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>と協議の上、行うことが望ましい。

別紙新旧対照表 6

肥料登録事務の電子計算機処理について（昭和59年3月27日付け59農蚕第1496号農蚕園芸局長通知）一部改正
新旧対照表

改 正 後	現 行
1. 昭和59年4月11日以降に登録申請される銘柄の取扱いについては、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>に別添3「電算機処理用紙（登録申請用）」を備え置き、申請者により所要事項が記入された当該用紙を取りまとめの上、速やかに提出するようお願いする。 2. 都道府県から提出される肥料登録、有効期間の更新等の報告用紙については、速やかに取りまとめの上、提出するようお願いする。 （別添2） （本文略） 記 1・2 （略） 3. 記入方法等 登録銘柄については別添4「記入手引書」に、登録の有効期間の更新銘柄、登録の失効銘柄及び登録事項の変更銘柄については別添5「記入要領」にそれぞれ従って記入することとする。 なお、用紙が不足した場合、記入に際して疑問が生じた場合等にあつては、<u>農林水産省消費・安全局農産安全管理課</u>に連絡されたい。	1. 昭和59年4月11日以降に登録申請される銘柄の取扱いについては、<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>に別添3「電算機処理用紙（登録申請用）」を備え置き、申請者により所要事項が記入された当該用紙を取りまとめの上、速やかに提出するようお願いする。 2. 都道府県から提出される肥料登録、有効期間の更新等の報告用紙については、速やかに取りまとめの上、提出するようお願いする。 （別添2） （本文略） 記 1・2 （略） 3. 記入方法等 登録銘柄については別添4「記入手引書」に、登録の有効期間の更新銘柄、登録の失効銘柄及び登録事項の変更銘柄については別添5「記入要領」にそれぞれ従って記入することとする。 なお、用紙が不足した場合、記入に際して疑問が生じた場合等にあつては、<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>に連絡されたい。

別紙新旧対照表 7

肥料取締法の一部改正に伴う今後の肥料取締りについて（昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号農蚕園芸局長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
4. 植物に対する害に関する栽培試験による登録調査に関すること (1) 肥料の登録の際、法第7条の規定に基づき、植物に対する害に関する栽培試験（以下「植害試験」という。）による調査を行なう場合には、法第6条第1項第6号の規定に基づき登録申請書に記載された植害試験の成績のほか、既存の関係試験成績、原料及び生産工程の類似する肥料の生産実態等を参考にし、さらに必要があれば（提出された植害試験の成績及び既存の試験成績等からでは植物に害がないことの確認を得ることが困難な場合）、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>又は検査機関において植害試験を行って植物に対する害の有無を確認するものとする。 (2) （略） (3) 植害試験の成績から植物に対する害の有無の判定を行う場合には、異常症状の有無等を中心に判断するが、判定に当たり、技術的な面で疑問等が生じたときは、必要に応じ、農業に関する試験研究を行う独立行政法人又は都道府県の試験研究機関の学識経験者の意見を聴取し、判定の参考に供するものとする。 なお、この植害試験による登録調査を円滑、適正に進めるため、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>及び検査機関は、登録調査に当たり相互の連絡を密にするとともに、植害試験の成績等の情報交換に努めることが望ましい。	4. 植物に対する害に関する栽培試験による登録調査に関すること (1) 肥料の登録の際、法第7条の規定に基づき、植物に対する害に関する栽培試験（以下「植害試験」という。）による調査を行なう場合には、法第6条第1項第6号の規定に基づき登録申請書に記載された植害試験の成績のほか、既存の関係試験成績、原料及び生産工程の類似する肥料の生産実態等を参考にし、さらに必要があれば（提出された植害試験の成績及び既存の試験成績等からでは植物に害がないことの確認を得ることが困難な場合）、<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>又は検査機関において植害試験を行って植物に対する害の有無を確認するものとする。 (2) （略） (3) 植害試験の成績から植物に対する害の有無の判定を行う場合には、異常症状の有無等を中心に判断するが、判定に当たり、技術的な面で疑問等が生じたときは、必要に応じ、農業に関する試験研究を行う独立行政法人又は都道府県の試験研究機関の学識経験者の意見を聴取し、判定の参考に供するものとする。 なお、この植害試験による登録調査を円滑、適正に進めるため、<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>及び検査機関は、登録調査に当たり相互の連絡を密にするとともに、植害試験の成績等の情報交換に努めることが望ましい。

6. 肥料の原料及び材料の表示に関すること

(1) ～ (4) (略)

(5) 窒素全量を含有する原料として肥料以外の有機質原料を使用した場合の当該原料の名称の記載については、当該原料の実態に基づき行うこととなっているが、具体的な名称の決定に当たっては、生産業者等が事前に独立行政法人農林水産消費安全技術センター及び検査機関と協議することが望ましい。

なお、名称の内容については、例えば、他産業の副産物の有機質を原料として使用した場合には、「副産有機質原料」というように原料の性格を表わす名称を用いるものとする。

(6) (略)

6. 肥料の原料及び材料の表示に関すること

(1) ～ (4) (略)

(5) 窒素全量を含有する原料として肥料以外の有機質原料を使用した場合の当該原料の名称の記載については、当該原料の実態に基づき行うこととなっているが、具体的な名称の決定に当たっては、生産業者等が事前に独立行政法人肥飼料検査所及び検査機関と協議することが望ましい。

なお、名称の内容については、例えば、他産業の副産物の有機質を原料として使用した場合には、「副産有機質原料」というように原料の性格を表わす名称を用いるものとする。

(6) (略)

別紙新旧対照表 8

肥料取締法施行規則の一部改正等に伴う今後の肥料取締りについて（昭和 6 1 年 4 月 2 5 日付け 6 1 農蚕第 2 3 3 6 号農蚕園芸局長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
2. 材料について (1) (略) (2) 効果発現促進材としては、鉄、銅、亜鉛及びモリブデンの塩類のほか家庭園芸用肥料については、コバルト等の微量元素、アミノ酸及びビタミンが該当する。 効果発現促進材として、上記以外のものを使用する肥料の登録申請等があった場合には、その効果及び安全性を確認する必要があるのであらかじめ当方又は<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>（以下「肥料関係機関」という。）と連絡を密にして対処することとする。 (3) ～ (5) (略)	2. 材料について (1) (略) (2) 効果発現促進材としては、鉄、銅、亜鉛及びモリブデンの塩類のほか家庭園芸用肥料については、コバルト等の微量元素、アミノ酸及びビタミンが該当する。 効果発現促進材として、上記以外のものを使用する肥料の登録申請等があった場合には、その効果及び安全性を確認する必要があるのであらかじめ当方又は<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>（以下「肥料関係機関」という。）と連絡を密にして対処することとする。 (3) ～ (5) (略)

別紙新旧対照表 9

肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う留意事項について（平成元年 1 月 1 2 日付け 6 3 農蚕第 7 7 3 4 号農蚕園芸局長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
2 カルシウム肥料について （第 1 ・ 2 段落略） なお、現在、この肥料に該当するものは塩化カルシウム肥料、ギ酸カルシウム肥料及び E D T A カルシウムであるが、今後、同様の効果を有し、同様の方法で施用される他のカルシウム塩の届出受理については、事前に<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>と連絡を密にして対処することが望ましい。	2 カルシウム肥料について （第 1 ・ 2 段落略） なお、現在、この肥料に該当するものは塩化カルシウム肥料、ギ酸カルシウム肥料及び E D T A カルシウムであるが、今後、同様の効果を有し、同様の方法で施用される他のカルシウム塩の届出受理については、事前に<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>と連絡を密にして対処することが望ましい。

別紙新旧対照表 10

肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う留意事項等について（平成5年12月17日付け5農蚕第7933号農蚕園芸局長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
2 熔成複合肥料について 複合肥料の公定規格として、熔成複合肥料の公定規格が新設されるとともに、当該肥料の登録申請書には生産工程の概要の記載を要することとされた。 なお、熔成複合肥料に粒状化を促進する材料を使用する場合には、粒状化される肥料は、公定規格のその他の制限事項欄に定める粒度の規格に適合し、かつ、粒状化後の肥料は水中又は土壌中において容易に崩壊する性質を有することを要することとする。また、熔成複合肥料の特性として、材料の種類、粒径の大きさ、経時変化等によっては肥効の低下する場合もあることから、当該肥料で粒状化されたものの登録の申請があった場合には、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）は、栽培試験等により、これらの点を十分に調査し、申請者に対し適切な指導を行うこととする。 3 農薬その他の物が混入される肥料について 化成肥料に混入が許される農薬その他の物として、水稻の倒伏軽減剤である(2RS、3RS)-1-(4-クロロフェニル)-4、4-ジメチル-2-(1H-1、2、4-トリアゾール-1-イル)ペンタン-3-オール（一般名：パクロブトラゾール）が追加された。当該物を混入した肥料については、農薬の登録も受けなければならないので、当該肥料の登録の申請があった場合には、<u>センター</u>は、当方と連絡を密にして対応することとする。	2 熔成複合肥料について 複合肥料の公定規格として、熔成複合肥料の公定規格が新設されるとともに、当該肥料の登録申請書には生産工程の概要の記載を要することとされた。 なお、熔成複合肥料に粒状化を促進する材料を使用する場合には、粒状化される肥料は、公定規格のその他の制限事項欄に定める粒度の規格に適合し、かつ、粒状化後の肥料は水中又は土壌中において容易に崩壊する性質を有することを要することとする。また、熔成複合肥料の特性として、材料の種類、粒径の大きさ、経時変化等によっては肥効の低下する場合もあることから、当該肥料で粒状化されたものの登録の申請があった場合には、<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>（以下「<u>肥飼検</u>」という。）は、栽培試験等により、これらの点を十分に調査し、申請者に対し適切な指導を行うこととする。 3 農薬その他の物が混入される肥料について 化成肥料に混入が許される農薬その他の物として、水稻の倒伏軽減剤である(2RS、3RS)-1-(4-クロロフェニル)-4、4-ジメチル-2-(1H-1、2、4-トリアゾール-1-イル)ペンタン-3-オール（一般名：パクロブトラゾール）が追加された。当該物を混入した肥料については、農薬の登録も受けなければならないので、当該肥料の登録の申請があった場合には、<u>肥飼検</u>は、当方と連絡を密にして対応することとする。

4 硫黄及びその化合物について

(1) (略)

(2) 硫酸及び硫黄華の混合物並びに(3)亜炭及び硫酸の混合物であるが、今後、土壌のpHを低下させる効果を有する他の硫黄及びその化合物について届出があった場合には、都道府県は、センターと連絡を密にして対応するものとする。

(以下略)

4 硫黄及びその化合物について

(1) (略)

(2) 硫酸及び硫黄華の混合物並びに(3)亜炭及び硫酸の混合物であるが、今後、土壌のpHを低下させる効果を有する他の硫黄及びその化合物について届出があった場合には、都道府県は、肥飼検と連絡を密にして対応するものとする。

(以下略)

別紙新旧対照表 1 1

肥料取締法施行規則及び肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う留意事項等について（平成7年1月25日付け6農蚕第7806号農蚕園芸局長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
7 農薬その他の物が混入される肥料について 化成肥料に混入が許される農薬その他の物として、除草剤である5-ジプロピルアミノ-α、α、α-トリフルオロ-4、6-ジニトロ-o-トルイジン（一般名：プロジアミン）及び殺虫剤であるエチル=N-[2、3-ジヒドロ-2、2-ジメチルベンゾフラン-7-イルオキシカルボニル(メチル)アミノチオ]-N-イソプロピル-β-アラニナート（一般名：ベンフラカルブ）が追加された。また、配合肥料に混入が許される農薬その他の物として、ベンフラカルブが追加された。 当該物を混入した肥料については、農薬の登録も受けなければならないので、当該肥料の登録の申請があった場合には、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課と連絡を密にして対応することが望ましい。	7 農薬その他の物が混入される肥料について 化成肥料に混入が許される農薬その他の物として、除草剤である5-ジプロピルアミノ-α、α、α-トリフルオロ-4、6-ジニトロ-o-トルイジン（一般名：プロジアミン）及び殺虫剤であるエチル=N-[2、3-ジヒドロ-2、2-ジメチルベンゾフラン-7-イルオキシカルボニル(メチル)アミノチオ]-N-イソプロピル-β-アラニナート（一般名：ベンフラカルブ）が追加された。また、配合肥料に混入が許される農薬その他の物として、ベンフラカルブが追加された。 当該物を混入した肥料については、農薬の登録も受けなければならないので、当該肥料の登録の申請があった場合には、<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課と連絡を密にして対応することが望ましい。

別紙新旧対照表 1 2

牛のせき柱を含む飼料、肥料等の取扱い等について（平成15月12月26日付け15消安第4553号
農林水産生産局長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
(別紙2) 肥料に関する措置 1 新たなリスク管理措置 (1) 肥料原料製造業者に対する大臣確認 確認を受ける肥料原料製造業者（以下「確認事業者」という。）は、農林水産大臣に対し、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）を通じて確認の申請を行う。<u>センター</u>は、当該確認事業者に対し、基本方針で示した製造基準等に沿って肥料原料の製造が行われていることについて確認検査を行い、その結果を農林水産大臣へ報告する。農林水産大臣は当該報告内容及び（2）の地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）による調査結果を審査の上、当該確認事業者に対し確認した旨通知する。 (2) 肥料原料の原々料収集先等に対する確認 <u>センター</u>は、確認の申請を行った確認事業者の事業場の所在地を管轄する地方農政事務所に対し、原則として地方農政局を通じて確認申請を受理した旨を連絡する。連絡を受けた地方農政事務所は、原則として、当該確認事業者が原々料収集先との契約に基づき行う実施状況確認に同行し、当該契約が遵守されていること、確認事業者による実施状況確認が適切に行われていること等について調査し、調査結果を農林水産大臣に報告する。	(別紙2) 肥料に関する措置 1 新たなリスク管理措置 (1) 肥料原料製造業者に対する大臣確認 確認を受ける肥料原料製造業者（以下「確認事業者」という。）は、農林水産大臣に対し、<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>（以下「<u>肥飼料検査所</u>」という。）を通じて確認の申請を行う。<u>肥飼料検査所</u>は、当該確認事業者に対し、基本方針で示した製造基準等に沿って肥料原料の製造が行われていることについて確認検査を行い、その結果を農林水産大臣へ報告する。農林水産大臣は当該報告内容及び（2）の地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）による調査結果を審査の上、当該確認事業者に対し確認した旨通知する。 (2) 肥料原料の原々料収集先等に対する確認 <u>肥飼料検査所</u>は、確認の申請を行った確認事業者の事業場の所在地を管轄する地方農政事務所に対し、原則として地方農政局を通じて確認申請を受理した旨を連絡する。連絡を受けた地方農政事務所は、原則として、当該確認事業者が原々料収集先との契約に基づき行う実施状況確認に同行し、当該契約が遵守されていること、確認事業者による実施状況確認が適切に行われていること等について調査し、調査結果を農林水産大臣に報告する。

2 経過措置

(3) 肥料製造者を対象とする措置

センターは、蒸製骨粉等肥料について肥料取締法（昭和25年法律第127号）第21条に基づく家畜等の口に入らないところで保管・使用する旨の表示について肥料製造業者の立入検査等の際に確認し、表示の徹底を図ることとする。

2 経過措置

(3) 肥料製造者を対象とする措置

肥飼料検査所は、蒸製骨粉等肥料について肥料取締法（昭和25年法律第127号）第21条に基づく家畜等の口に入らないところで保管・使用する旨の表示について肥料製造業者の立入検査等の際に確認し、表示の徹底を図ることとする。

別紙新旧対照表 1 3

肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成 16 年 2 月 26 日付け 15 消安第 6398 号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
第 3 農林水産大臣の確認について 1 対象となる肥料について 2 製造工程の確認手続について (1) 大臣確認（第 3 の 3 に規定する変更の確認を除く。）を受けようとする牛の部位を原料とする肥料の製造業者は、別記様式第 1 号により、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）を経由して確認申請を行うものとする。 (2) （略） (3) 大臣確認を受けた牛の部位を原料とする肥料の製造業者（以下「<u>確認製造業者</u>」という。）は、製造基準に適合していないものとして当該大臣確認を得られなくなったときは、(2) の通知に係る確認書（以下「<u>確認書</u>」という。）を<u>センター</u>を経由して返納させるものとする。 3. 製造工程の変更確認の手続について (1) 製造工程の変更 ア 確認製造業者は、大臣確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、原則として 1 ヶ月前までに、別記様式第 3 号により、<u>センター</u>を経由して変更確認申請を行うものとする。 イ（略） ウ 確認製造業者は、イの規定により製造基準に適合しない旨の通知を受けた場合には、確認書を<u>センター</u>を経由して農林水産大臣に返納するものとする。	第 3 農林水産大臣の確認について 1 対象となる肥料について 2 製造工程の確認手続について (1) 大臣確認（第 3 の 3 に規定する変更の確認を除く。）を受けようとする牛の部位を原料とする肥料の製造業者は、別記様式第 1 号により、<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>（以下「<u>検査所</u>」という。）を経由して確認申請を行うものとする。 (2) （略） (3) 大臣確認を受けた牛の部位を原料とする肥料の製造業者（以下「<u>確認製造業者</u>」という。）は、製造基準に適合していないものとして当該大臣確認を得られなくなったときは、(2) の通知に係る確認書（以下「<u>確認書</u>」という。）を<u>検査所</u>を経由して返納させるものとする。 3 製造工程の変更確認の手続について (1) 製造工程の変更 ア 確認製造業者は、大臣確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、原則として 1 ヶ月前までに、別記様式第 3 号により、<u>検査所</u>を経由して変更確認申請を行うものとする。 イ（略） ウ 確認製造業者は、イの規定により製造基準に適合しない旨の通知を受けた場合には、確認書を<u>検査所</u>を経由して農林水産大臣に返納するものとする。

(2) 製造基準への不適合に伴う確認書の返納

確認製造業者は、製造工程の変更等により製造基準を満たすことができなくなる場合には、別記様式第5号により、センターを経由して農林水産大臣に届け出るとともに、確認書を返納するものとする。

(3) その他の変更

確認製造業者は、会社名、事業場名、代表者、本社の住所等の変更、原料収集先の変更その他の軽微な製造工程の変更等がある場合には、遅滞なく、別記様式第6号により、センターを経由して農林水産大臣に届け出るものとする。

第4 製造設備の故障等についての対応

確認製造業者は、予期しない製造設備の故障等により、大臣確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに牛の部位を原料とする肥料の製造を一時停止するとともに、その概要をセンターを経由して農林水産大臣に報告するものとする。

(別紙)

牛の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準

1 原料受入に係る基準

(1) ～ (3) (略)

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者と①又は②及び③を内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることを確認すること。

① 原料収集先等は、確認基準を満たすこと。

② 原料収集先等は、せき柱等を受け入れないこと。

③ 原料収集先等は、牛の部位を原料とする肥料の製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のため

(2) 製造基準への不適合に伴う確認書の返納

確認製造業者は、製造工程の変更等により製造基準を満たすことができなくなる場合には、別記様式第5号により、検査所を経由して農林水産大臣に届け出るとともに、確認書を返納するものとする。

(3) その他の変更

確認製造業者は、会社名、事業場名、代表者、本社の住所等の変更、原料収集先の変更その他の軽微な製造工程の変更等がある場合には、遅滞なく、別記様式第6号により、検査所を経由して農林水産大臣に届け出るものとする。

第4 製造設備の故障等についての対応

確認製造業者は、予期しない製造設備の故障等により、大臣確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに牛の部位を原料とする肥料の製造を一時停止するとともに、その概要を検査所を経由して農林水産大臣に報告するものとする。

(別紙)

牛の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準

1 原料受入に係る基準

(1) ～ (3) (略)

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者と①又は②及び③を内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることを確認すること。

① 原料収集先等は、確認基準を満たすこと。

② 原料収集先等は、せき柱等を受け入れないこと。

③ 原料収集先等は、牛の部位を原料とする肥料の製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のため

に農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員が牛の部位を原料とする肥料の製場業者に同行できることを認めること。

に農林水産省又は独立行政法人肥飼料検査所の職員が牛の部位を原料とする肥料の製場業者に同行できることを認めること。

別紙新旧対照表 1 4

と畜場から排出される汚泥の肥料利用について（平成16年3月26日付け15消安第7214号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
1 と畜場から排出される汚泥を原料とする肥料（以下「汚泥肥料」という。）の生産業者（汚泥肥料を生産すると畜場の設置者又は管理者を含む。以下同じ。）を対象とする措置 (1) (略) (2) <u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）は、(1)の表示について、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第21条に基づき、汚泥肥料の生産業者の事業場等に立入検査を行った際に確認し、表示の徹底を図ることとする。 (3) 汚泥肥料の生産業者は、次に掲げる措置を講ずることとする。 (ア) (略) (イ) (ア)により記載した帳簿の写しを、翌月の10日までに、<u>センター</u>を経由して、農林水産省消費・安全局長（以下「局長」という。）に提出すること。 別記様式第1号（記の1の(3)の(ア)関係） 汚泥肥料の生産業者の帳簿（写し）の提出について 年 月 日 農林水産省消費・安全局長 殿 (<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>経由) 住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 印	1 と畜場から排出される汚泥を原料とする肥料（以下「汚泥肥料」という。）の生産業者（汚泥肥料を生産すると畜場の設置者又は管理者を含む。以下同じ。）を対象とする措置 (1) (略) (2) <u>独立行政法人肥飼料検査所</u>（以下「<u>検査所</u>」という。）は、(1)の表示について、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第21条に基づき、汚泥肥料の生産業者の事業場等に立入検査を行った際に確認し、表示の徹底を図ることとする。 (3) 汚泥肥料の生産業者は、次に掲げる措置を講ずることとする。 (ア) (略) (イ) (ア)により記載した帳簿の写しを、翌月の10日までに、<u>検査所</u>を経由して、農林水産省消費・安全局長（以下「局長」という。）に提出すること。 別記様式第1号（記の1の(3)の(ア)関係） 汚泥肥料の生産業者の帳簿（写し）の提出について 年 月 日 農林水産省消費・安全局長 殿 (<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>経由) 住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 印

下記により汚泥又は汚泥肥料の引受元及び引渡先並びに引き受け、及び引き渡した汚泥又は汚泥肥料の量を記載した帳簿の写しを提出します。

記

(以下略)

下記により汚泥又は汚泥肥料の引受元及び引渡先並びに引き受け、及び引き渡した汚泥又は汚泥肥料の量を記載した帳簿の写しを提出します。

記

(以下略)